

質 問 回 答 書

工事(委託)番号	委託第37号
工事(委託)名	仁井田浄水場浄水発生土中間処理業務委託

回答課所室：浄水課

質問回答月日：令和6年5月24日

No.	質問および回答内容	
1	質問	本業務委託は産業廃棄物(汚泥)の移動式中間処理に該当すると認識していますのでマニフェストが必要と思いますが、ご支給いただけますか？
	回答	当方からマニフェストを交付します。
2	質問	秋田県発注の建設工事では産業廃棄物の処理業務委託については中間処理業者からの単価見積適用がほとんどですが、本業務委託の積算も同様かあるいは、国土交通省の土木工事標準積算基準書に準拠されているのかどちらでしょうか？
	回答	秋田県の土木工事積算基準書に基づき積算しております。
3	質問	特記仕様書の第2章4(2)エの配合試験は、1土質×1改良材×3配合×1材令にて行うものと記載ありますが、「土質」とは具体的には「浄水発生土の含水比」と捉えてよろしいでしょうか？また、含水比によっては材料配合が大きく変動しますので、含水比が変わるたびに配合試験を実施し、材料配合も変える事になると思いますが、この事は変更対象でしょうか？
	回答	土質は、浄水発生土の含水比として捉えていただいて構いません。また、配合試験について、回数に変更が生じる場合は、変更対象となります。
4	質問	特記仕様書の第2章4(2)エには「レストム工法を想定しているが、これにより難しい場合は、監督員と協議の上決定する」と記載されています。弊社の秋田市処分業許可申請条件の「処理方法」と異なる場合は、「これにより難しい」に該当しますか？
	回答	該当する可能性があるため、監督員と協議の上、決定します。
5	質問	設計書表紙の「業務概要」の中に記載されている「コーン指数 $q_c=400\text{kN/m}^2$ (第3種処理土)以上」とは浄水発生土の改良品質(強度)の事と思いますが、浄水発生土の含水比によっては特記仕様書で規定する改良材添加量(80kg/m ³)では当該品質確保が困難となることも想定されます。その場合は変更対象でしょうか？
	回答	品質確保の観点から、改良材添加量に変更が生じる場合は、変更対象となります。

6	質問	本委託内訳書-第3号明細書の「建設機械運搬費(自走式土質改良機?)の運搬距離をご教示願います。
	回答	秋田市内からの運搬を想定しています。
7	質問	本委託内訳書-第4号明細書の「配合試験費」は特記仕様書の第2章4(2)エの配合試験(1土質×1改良材×3配合×1材令)に準拠し、本入札書では配合試験を1回としますが「土質」が変化した場合の追加の配合試験は変更対象でしょうか?
	回答	回数に変更が生じる場合は、変更対象となります。
8	質問	
	回答	
9	質問	
	回答	
10	質問	
	回答	
11	質問	
	回答	